

# 「酒田市十里塚風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価方法書」に対する県知事意見

## 1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、地域住民に対し丁寧な説明を行うなど誠意ある対応を行うこと。
- (2) 調査、予測及び評価を進めるなかで、より高度な知見が必要となった場合には、専門の学識経験者等からの意見を聴くこと。
- (3) 本事業の隣接地には、県企業局が風力発電施設の設置を予定しており、工事中並びに供用時における騒音及び超低周波音、景観、動植物等への影響が累積的なものとなるおそれがある。このため、両事業の事業計画を整理し、県企業局が設置する風力発電施設の影響を踏まえた環境影響評価を実施すること。また、累積的な影響のおそれが少ないと判断した場合は、その理由について具体的に記載すること。
- (4) 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いること。

## 2 事業特性及び地域特性

- (1) 影響の予測、評価にあたっては、事業実施区域が庄内海浜県立自然公園に指定されていることに留意すること。
- (2) 風力発電施設は砂丘の上部に計画されていることから、構造物を安定させる地下部の支持基盤層に関する資料を準備書に記載すること。
- (3) 動植物の既往調査については参考とした文献が不十分であることから、あらためて必要な資料を収集し調査すること。
- (4) 仮設工事用道路を砂浜に設置する計画であることから、資材搬出入用トラックの油脂類が仮設道路周辺及び海域等へ飛散、流出しないよう十分な対策を講じること。また、その対策について具体的に示すこと。
- (5) 風力発電施設の設置による砂丘地の地形への風の影響について、風の強い冬季の影響も含め、検討すること。  
なお、風力発電施設及び仮設工事用道路等の設置に伴う変更区域を示す横断図を資料として提示すること。
- (6) 風力発電施設の色彩の計画にあたっては、周辺の景観に配慮するとともに、県企業局の風力発電施設の色彩との調和にも配慮すること。

## 3 大気環境、水環境

- (1) 施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の予測は、隣接する県企業局の風力発電施設からの影響を含めて、すべての風力発電施設が定格出力となる強風時を含めた予測対象時期を選定すること。また、現況騒音レベルからの増加分についても予測及び評価を行うとともに、夜間の静穏時における最寄りの民家等への影響についても予測、評価を行うこと。
- (2) 施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音については、現地の風や気温等の気象特性を考慮し、適切な影響予測及び評価ができるよう、季節ごとに1週間程度の調査時間を設定すること。

#### 4 その他の環境

評価項目の「重要な地形及び地質」については、地形の改変及び施設の存在による影響のみ評価項目としているが、仮設工事用道路の設置に伴う影響についても評価項目として選定すること。

#### 5 動植物、生態系

(1) 事業実施区域は国指定最上川河口鳥獣保護区に指定されており、ガンカモ類などの季節移動のルート上にも含まれている。また、事業実施区域の近隣では、絶滅危惧種であるコアジサシの営巣も確認されている。そのため、渡り鳥の飛翔行動、繁殖生態等を十分把握するとともに、事業実施に伴う野生鳥類の生息及び生息環境への影響が認められる場合には、工事の実施時期の検討も含め、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 風車ブレードの着色等、ブレードと野鳥の衝突防止対策について検討すること。その場合、県企業局による風力発電施設の設置を踏まえること。

(3) 猛禽類の調査にあたっては「猛禽類保護の進め方（改定版）（環境省 平成 24 年 12 月）」を参考とすること。

なお、この中でオオタカについては、営巣が確認された場合は少なくとも繁殖が成功したシーズンを含む 2 営巣期の調査が望ましいとされていることから、必要に応じて調査期間の延長や調査回数追加等ができるよう柔軟な調査計画とすること。

(4) 工事中の濁水が海域に流入し海域の動植物に影響がないよう必要な対策を講じるとともに、その対策について具体的に示すこと。

(5) 植物相調査及び植生調査の基本的な手法についてはより具体的に記載するとともに、調査箇所数及びその選定理由を明確にすること。

なお、植生調査についてはクロマツ林内に生育するスゲ類が同定できる調査時期を設定すること。

(6) 事業実施区域周辺には、「レッドデータブックやまがた」で危急度の高い植物群落とされている庄内砂丘ハマニンキークウボウムギ群落が確認されていることから、事業実施による影響について調査、予測及び評価を行うこと。

なお、準備書の中で「重要な植物群落」として記載すること。

また、貴重な動植物も確認されていることから、それらの生育、生息状況を適切に把握し、影響が予測される場合は保全措置を検討すること。

(7) 植生調査にあたっては、クロマツ群落や海浜植物帯の草本群落のほか、移行帯である植物群落についても調査を行うこと。

(8) 仮設工事用道路については、県企業局及び酒田市の工事期間によっては、相当期間鋼板が敷設された状態となることが予想されることから、鋼板の敷設期間を考慮した動植物への影響の予測及び評価を行うこと。

(9) 風力発電施設や仮設工事用道路等の設置に伴う土地の改変区域のうち、植物群落への大きな影響が予想される場所については、植物群落の分布が適切に把握できる植生図を作成すること。

#### 6 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 景観については、県企業局による風力発電施設を踏まえて適切な景観資源及び眺望点を選定し、予測及び評価を行うこと。

- (2) 景観については、自然公園等の位置や住民意見、眺望点等の利用状況等を踏まえ、自然、歴史、文化等の多様な側面から地域の景観特性を的確に把握することが必要であり、また、景観資源については、自然景観とともに、地元の人が慣れ親しんだ景観の保全にも十分配慮して、予測及び評価を行うこと。

## 7 その他

- (1) 仮設工事用道路の設置により、庄内砂丘の地形や海浜植物帯に生育、生息する動植物等への大きな影響が予想される場合は、既設の森林管理用道路の利用の可能性についても検討すること。
- (2) 工事用車両の走行が集中する事業実施区域周辺地区での交通事故防止対策を徹底すること。  
なお、その対策について準備書に記載すること。
- (3) 調査、予測及び評価にあたっては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省 平成 23 年 1 月）」及び「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成 25 年 3 月 環境省）」のほか、環境省から示されている各種調査報告書や参考事例等も参考とすること。
- (4) 事業計画の策定にあたっては、風力発電施設の設置、仮設工事用道路の敷設及び送電線の埋設等による砂丘地の改変及び海浜植物への影響をできる限り低減するよう努めること。  
なお、改変した区域については、改変前の植生に復旧することを基本とし、その際、在来種による緑化に配慮すること。